

意見：保険金の支払について（ を一部修正したもの）

（保険金の支払＝保険商品そのもの、と言ってもよいので極めて重要な規定である。）

2007/06/13

【いわゆる調査期間の定めが保険契約に「ない」場合の規定】

保険者は、被保険者〔定額保険では「保険金受取人」。以下同じ。〕から保険金の支払の請求があったときは、直ちに、保険金を支払わなければならない。【保険法部会資料5の1頁の の規定そのまま。】。〔第1項では、いわゆる調査期間の定めがないと仮定した場合の原則を宣言すべき。実際には、保険契約の中に定めがあるので、第1項は適用されることはない。〕

【いわゆる調査期限の定めが保険契約に「ある」場合の規定】

前項に規定する場合において【保険法部会資料5の1頁の の最初の文言そのまま。また、以下は、保険法部会資料10の8頁の の規定。】、保険金の支払について期限の定めがあるときで、その期限が、保険契約の定める30日を超えない期間でかつ保険金を支払うための調査に必要な〔 期間〕を超えるときは、保険者は、その〔 期間〕を経過した時から、遅滞の責任を負う。【 が保険法部会資料10の8頁の の規定に追加した部分である。】

【被保険者・保険契約者側に問題がある場合に対応するための規定】

被保険者又は保険契約者が保険金の支払のために必要な調査を故意に妨げ、又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその調査が遅延することとなったときは、その遅延した期間について、保険者は、遅滞の責任を負わない。【保険法部会資料10の8頁の の規定そのまま】

【保険者側に問題がある場合に対応するための規定： 】

保険者または保険募集人等【「保険募集人等」は、保険法部会資料9の13頁にある文言。この文言についてはさらに検討要。】の責めに帰すべき事由によって当初保険金の請求がなされなかった場合において、保険金が支払われるべきものであるときは、「その責めに帰すべき事由がなければ為なされたはずの保険金請求の履行期」【通常は、請求書類が用意され、その「書類が保険会社〔本店〕に到達したる以後〔30〕日を経過したる時が履行期」（大判大正14年2月19日法律新聞2376号19頁）。】から、保険者は遅滞の責任を負う。この場合においては、損害発生の時*〔定額保険では、「保険事故発生の時」。〕を「その責めに帰すべき事由がなければ為なされたはずの保険金請求の履行期」と推定する。

【ご提案】*遅滞の責任を負う始期の規定の仕方はさらに検討要。

被保険者が保険金を請求したときから、保険者は、その保険金請求（以下「最初の保険金請求」という。）とともに、その保険者が契約していた同じ被保険者を当事者とする保険契約の保険金請求についても、専らその被保険者の最善の利益のために説明し、行動する義務を負う。この場合において、保険者がこの義務を怠ったときは、「最初の保険金請求の履行期」*から、保険者は遅滞の責任を負う。

【ご提案】*遅滞の責任を負う始期の規定の仕方はさらに検討要。

注：本条は片面的強行法規とすべき。

注：実際の法文は、もっと、わかりやすい表現を工夫すべき。